

新しい「障害者基本計画」及び「障害者プラン」の策定について

「障害者対策に関する新長期計画」が平成14年度で終期を迎えることに伴い、本年中を目途に平成15年度を初年度とする新たな障害者基本計画を策定する。

また、障害者基本計画の前期重点施策実施計画として、現行「障害者プラン」に替わる新たな障害者プランを策定する。

新「障害者基本計画」

- (1) 計画の性格
障害者基本法で策定を義務付けられた法定計画 [閣議決定]
- (2) 計画期間
平成15年度からの10カ年
- (3) 計画内容
 - ・ 計画の理念、目的
 - ・ 基本的考え方(総合的、横断的事項)
 - ・ 分野別の施策の基本的方向
 - ・ 推進方策

新「障害者プラン」

- (1) 計画の性格
新「障害者基本計画」の前期重点実施計画 [障害者施策推進本部決定]
- (2) 計画期間
平成15年度からの5年間
- (3) 計画内容
5年間に重点的に実施すべき具体的施策

〔福祉等公的サービス基盤、バリアフリー等〕
の分野においては極力数値目標を設定。